

評議員及び役員報酬規程

社会福祉法人あけぼの会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、定款第16条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事長を除く役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、理事長を除く役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の非常勤役員の報酬総額は、年間10万円以内とする。

2 この法人の理事長の報酬月額は、別表1「理事長俸給表」に定めるとおりとする。

3 常勤役員の報酬月額は、別表2「常勤役員俸給表」に定めるとおりとする。

4 非常勤役員に対する報酬は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

5 評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、大阪府外在住の役員及び評議員に限り職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長並びに常勤役員の報酬は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は毎年、定時評議員会開催月の末日までに支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月21日から施行する。

この規程は平成29年12月18日から施行する。

この規程は平成30年6月22日から施行する。

この規程は令和4年6月27日から施行する。

この規程は令和6年6月19日から施行する。

別表1 理事長俸給表

(千円)

1号	850	11号	900	21号	950	31号	1,000	41号	1,050	51号	1,100
2号	855	12号	905	22号	955	32号	1,005	42号	1,055	52号	1,105
3号	860	13号	910	23号	960	33号	1,010	43号	1,060	53号	1,110
4号	865	14号	915	24号	965	34号	1,015	44号	1,065	54号	1,115
5号	870	15号	920	25号	970	35号	1,020	45号	1,070	55号	1,120
6号	875	16号	925	26号	975	36号	1,025	46号	1,075	56号	1,125
7号	880	17号	930	27号	980	37号	1,030	47号	1,080	57号	1,130
8号	885	18号	935	28号	985	38号	1,035	48号	1,085	58号	1,135
9号	890	19号	940	29号	990	39号	1,040	49号	1,090	59号	1,140
10号	895	20号	945	30号	995	40号	1,045	50号	1,095		

別表2 常勤役員俸給表

(千円)

1号	200	11号	250	21号	300	31号	350	41号	400	51号	450
2号	205	12号	255	22号	305	32号	355	42号	405	52号	455
3号	210	13号	260	23号	310	33号	360	43号	410	53号	460
4号	215	14号	265	24号	315	34号	365	44号	415	54号	465
5号	220	15号	270	25号	320	35号	370	45号	420	55号	470
6号	225	16号	275	26号	325	36号	375	46号	425	56号	475
7号	230	17号	280	27号	330	37号	380	47号	430	57号	480
8号	235	18号	285	28号	335	38号	385	48号	435	58号	485
9号	240	19号	290	29号	340	39号	390	49号	440	59号	490
10号	245	20号	295	30号	345	40号	395	50号	445		

別記1 非常勤役員の報酬

一人一律 20,631 円/年

別記2 評議員の報酬

一人一律 20,631 円/年